内閣委員会

委員一覧(20名)

小野 清子(自民) 喜納 昌吉(民主) 黒岩 宇洋(無		委員長 理 理 理 事	小野	佳 博 司 清子	(自民)	喜納	根 弘文郎 弘志正 昌吉	(自民) (民主)	松柳風白近黒	孝治(民主 光美(民主 昶(公明 一良(公明 正道(社民 宇洋(無 (17.10.25 現在)))
-----------------------------	--	-------------------------	----	-------------------	------	----	--------------------	--------------	--------	------------------------------------------------------------------	-------------

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願1種類8件は、いずれも保留とした。

[法律案の審査]

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案については、委員会において、法改正の効果及び無届けの性風俗関連特殊営業に関する取締りの強化、NGO人身取引女性相談センターに対する国の支援体制、実態に即した風俗営業法の規制対象の見直し、貸しビルオーナー等に対して届出受理書の確認を義務付ける必要性、少年指導委員と民間防犯ボランティア等との連携、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の構成等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月25日、少年犯罪の予防に向けた警察の取組、個人情報保護法の施行に伴う捜査協力拒否等の諸問題への対応、宇宙開発の重要性及び総合的取組の必要性、拉致問題解決に向けた真相究明及び求められる政府の対応、行政対象暴力への対応状況、男女共同参画基本計画における「ジェンダー」という用語使用の是非、朝鮮半島出身旧民間徴用者等の遺骨調査の進展状況及び未払賃金問題の今後の扱い、世論調査等の在り方と政府機関の行う諸調査に係るガイドラインの必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2)委員会経過

- 〇平成17年10月25日(火)(第1回)
 - ○理事の補欠選任を行った。
 - ○内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○治安の確保及び少年犯罪の防止に関する件、統計制度の改革及び世論調査等の在り方に関する件、我が国の宇宙開発施策に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題に関する件、朝鮮半島出身旧民間徴用者等の問題に関する件、米国産牛肉の輸入再開の在り方に関する件等について村田国家公安委員会委員長、棚橋内閣府特命担当大臣、細田国務大臣、小島文部科学副大臣、小此木経済産業副大臣、七条内閣府副大臣、西銘内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕市川一朗君(自民)、白浜一良君(公明)、木俣佳丈君(民主)、喜納昌 吉君(民主)、近藤正道君(社民)、黒岩宇洋君(無)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第 13号)(衆議院送付)について村田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年10月27日 (木) (第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第 13号)(衆議院送付)について村田国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑 を行った後、可決した。

〔質疑者〕松井孝治君(民主)、風間昶君(公明)、近藤正道君(社民)、黒岩宇洋 君(無)

(閣法第13号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、無 反対会派 なし

- ○請願第178号外7件を審査した。
- ○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3)議案の要旨

○成立した議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正 する法律案(閣法第13号)

【要旨】

本法律案は、最近における風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の実情にかんがみ、人身 売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加え、接待飲食等営業及び店舗型性風俗特殊営 業を営む者等に接客従業者の在留資格等の確認義務を課し、違法営業行為に対する罰則を 強化するほか、少年指導委員の職務に関する規定等を整備しようとするものであり、その 主な内容は次のとおりである。

- 一、風俗営業等に係る人身取引の防止のための規定の整備
 - 1 刑法に新設された人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由とする。
 - 2 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、性風俗関連特殊営業(映像送信型性風俗特殊営業を除く。)を営む者等が当該営業に関し、人身売買の罪等に 当たる違法な行為をしたときは、当該営業の停止等を命ずることができる。
 - 3 接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び午後十時を 超えて酒類提供飲食店営業を営む者は、その営業に関し客に接する業務に従事する者 の生年月日、国籍、在留資格、在留期間等を確認し、その確認の記録を保存しなけれ ばならない。
- 二、性風俗関連特殊営業に係る違法営業の排除のための規定の整備
 - 1 公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から届出書の提出があったときは、その者に届出受理書を交付するとともに、同営業を営む者に対しその備付け及 び関係者から請求があったときの提示を義務付ける。
 - 2 人の住居等において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの (いわゆる「デリバリーヘルス」) について、営業の本拠となる事務所に加え、客の 依頼を受け付ける受付所及び役務を行う者を待機させる待機所を届出の対象とする。
 - 3 2の営業の受付所について、店舗型性風俗特殊営業と同様の営業禁止区域等の規制 を設ける。
 - 4 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、2の営業に係る事務所、受付 所又は待機所に立ち入ることができる。
- 三、風俗営業等に係る客引き等の規制の強化のための規定の整備
 - 1 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業を営む者等が当該営業に関し客引きをするため、 道路その他の公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうことを禁止す るとともに、罰則を設ける。
 - 2 店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗特殊営業の届出書を提出した者以外の者 は、これらの営業を営む目的で広告又は宣伝を行うことを禁止するとともに、罰則を

設ける。

3 性風俗関連特殊営業において禁止されている、人の住居へのビラ等の頒布等及び広告制限区域等において広告物を表示する等の方法による広告又は宣伝を行った場合の 罰則を設ける。

四、少年指導委員に関する規定の整備

- 1 少年指導委員の職務に関する規定を整備する。
- 2 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員を風俗営業の営業所等に立ち入らせることができる。
- 3 守秘義務違反の罰則、研修の実施等の所要の規定を整備する。

五、その他の規定の整備

法定刑の引上げその他の罰則の整備を行う。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。